

様式第2号（その4）（第6条、第8条、第10条、第11条関係）

整備項目表（公園等）

施設の名 称	
施設の所 在 地	
記 入 方 法	<p>1 「図面番号等」の欄には、図面番号及び整備箇所の位置を示す記号等を記入してください。</p> <p>2 「内容」の欄には、例示のあるものは該当するものに「レ」を、記入欄があるものには寸法等を記入してください。</p> <p>3 「適否」の欄には、整備基準への適合状況を次の記号により記入してください。 整備基準に適合する：「○」、整備基準に適合しない：「×」、該当事項がない：「/」</p> <p>4 ※印の欄には、記入しないでください。</p>

1 出入口

整備基準	図面番号等	内 容	適否	※
(1) 表面は、滑りにくい材料で仕上げ				
(2) 幅は、120cm以上 (地形等によりやむを得ない場合は90cm以上)		cm		
(3) 出入口からの水平距離が 150cm以上の水平面を確保 (地形等によりやむを得ない場合、8%以下のすりつけ勾配)		すりつけ勾配 %		
(4) 車いす使用者の通過に支障となる段を設けない。		<input type="checkbox"/> 段差無 <input type="checkbox"/> 段差有 () cm		
(5) 車止め柵を設ける場合は、柵と柵の間隔は、90cm以上		cm		

2 園路

整備基準	図面番号等	内 容	適否	※
(1) 表面は、滑りにくい材料で仕上げ				
(2) 公共的施設の幅員は、120cm以上、 特定公共的施設の幅員は、180cm以上（注1）		cm		
(3) 縦断勾配は、6%（特定公共的施設にあっては、5%）以下 (地形等によりやむを得ない場合は、8%以下)		勾配 %		
(4) 4%以上の縦断勾配が50m以上続く場合は、 途中に 150cm以上の水平部分の設置 (地形等によりやむを得ない場合を除く。)		勾配延長 水平部分 m cm		
(5) 緑石切下げ部分の構造	ア 幅員は、120cm以上	幅員 cm		
	イ すり付け勾配は、5%以下 (地形等によりやむを得ない場合は、8%以下)	勾配 %		
	ウ 車いす使用者の通過に支障となる段を設けない。			
(6) 排水溝のふたは、つえ、車いすのキャスター等が落ち込まないもの				

(7) 横断歩道に接続する部分の縁端	ア 2cmを標準とした段差	段差	cm		
	イ 段差に接続する通路の部分は車いす使用者が円滑に転回できること。				
(8) 階段の構造	ア 表面は、滑りにくい材料で仕上げ	□仕上 () □仕上表による。			
	イ 幅は、120cm以上		cm		
	ウ 手すりの設置				
	エ 高低差250cm以内ごとに踏幅120cm以上の踊場の設置 (地形等によりやむを得ない場合を除く。)	高低差	cm		
(9) 階段に併設する傾斜路及び踊場の構造	ア 表面は、滑りにくい材料で仕上げ				
	イ 幅は、120cm以上 (階段又は段に併設の場合を除く。)		cm		
	ウ 縦断勾配は、5%以下 (地形等によりやむを得ない場合は、8%以下)	勾配	%		
	エ 高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場の設置	高さ	cm		
		踏幅	cm		

(注1) 特定公共的施設においては、地形の状況その他特別の理由によりやむを得ない場合は、道路の末端付近の広さを車いすの転回に支障のないものとし、かつ、50m以内ごとに車いすか転回することができる広さの場所を設けた上で、幅を120cm以上とすることができる。

3 転落防止等

整備基準	図面番号等	内容	適否	※
障がい者、高齢者等の転落を防止する設備の設置		<input type="checkbox"/> 柵 <input type="checkbox"/> 視覚障がい者誘導用ブロック <input type="checkbox"/> その他		

4 便所

整備基準	図面番号等	内容	適否	※
車いす使用者用便所の設置 (注2)				
(1) 車いす使用者用便所の構造	ア 車いす使用者が円滑に利用できる十分な床面積の確保	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
	イ 腰掛便座、手すり等の配置			
	ウ 床の表面は、滑りにくい材料で仕上げ			
(2) 床置き式の小便器、壁掛式の小便器 (受け口の高さ35cm以下) その他これらに類する小便器の設置		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
(3) 出入口の幅は80cm以上			cm	

(4) 出入口の戸は、車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造で、高低差がない。				
(5) 便所の出入口又はその付近に、その旨を示す標示		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		

(注2) 男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ1以上設ける。

5 駐車場

整備基準	図面番号等	内容	適否	※
(1) 車いす使用者用駐車施設の設置(注3)		ヶ所		
(2) 車いす使用者用駐車施設の構造		ア 1の項の駐車場出入口からの経路の距離ができるだけ短くなる位置への設置		
		イ 幅は、350cm以上	幅	cm
		ウ 車いす使用者用駐車施設の付近に、その旨を示す標示	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	

(注3) 駐車場の全駐車台数が200以下の場合においては当該駐車台数に1/50を乗じて得た数以上、全駐車台数が200を超える場合においては当該駐車台数に1/100を乗じて得た数に2を加えた数以上の車いす使用者用駐車施設を設けること。

6 案内表示等

整備基準	図面番号等	内容	適否	※
案内表示等の構造		ア 障がい者等に配慮した案内表示	<input type="checkbox"/> 案内板 <input type="checkbox"/> その他()	
		イ 必要に応じて線状ブロック等及び点状ブロック等の敷設		

7 付帯設備

整備基準	図面番号等	内容	適否	※
付帯設備の構造		<input type="checkbox"/> ベンチ <input type="checkbox"/> 野外テーブル <input type="checkbox"/> 水飲み場 <input type="checkbox"/> 手洗場 <input type="checkbox"/> その他()		